# 埼玉県多文化共生推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 埼玉県での「多文化共生社会」の実現を目指し、取り組むべき施策を 総合的に推進するため、埼玉県多文化共生推進会議(以下「推進会議」とい う。)を設置する。

# (組織)

第2条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

# (委員)

- 第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
  - ー 学識経験を有する者
  - 二 外国人住民
  - 三 多文化共生の推進に係わる活動を行っている者
  - 四 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

- 第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、推進会議の会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理するものとし、委員長が指名する。

#### (審議事項)

- 第5条 推進会議は、次の事項を審議する。
  - (1) 埼玉県多文化共生推進プランの推進に関すること。
  - (2) 多文化共生推進に関するPRに関すること
  - (3) 多文化共生推進に関する連携・強化に関すること
  - (4) その他多文化共生推進に関し必要な事項

#### (会議)

第6条 推進会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認められる場合は、委員以外の職員の出席を求め、 意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務は、県民生活部国際課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、 委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。